

著作権取扱規程

2017年11月11日 制定

第1条 目的

本規程は、美味技術学会（以下、「本会」という。）の会員及び本会の依頼を受けた者（以下、「本会員等」という。）が、本会へ投稿又は寄稿するにあたり、著作権に関する事項について取り決めるものである。

第2条 定義

1. 著作者

本会員等であって、著作権法（以下、「法」という。）第2条第1項第2号に規定するものをいう。

2. 著作物

本会が発行する学会誌への投稿、本会が開催する研究発表会及び講演会、セミナー、国際会議並びにシンポジウム等（以下、「講演会等」という。）に際して本会へ提出・提示される物であって、法第2条第1項第1号に規定するものをいう。

3. 著作者人格権

公表権（法第18条）及び氏名表示権（法第19条）並びに同一性保持権（法第20条）の権利の全てをいう。

4. 著作財産権

複製権（法第21条）、上演権及び演奏権（法第22条）、上映権（法第22条の2）、公衆送信権（法第23条）、口述権（法第24条）、展示権（法第25条）、頒布権（法第26条）、譲渡権（法第26条の2）、貸与権（法第26条の3）、翻訳権・翻案権（法第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（法第28条）の権利の全てをいう。

5. 著作権

著作者人格権及び著作財産権のことをいう。

第3条 著作財産権の帰属

1. 本会において、本会学会誌に投稿された記事及び講演会等に用いるために本会へ提出・提示を受けた著作物の著作財産権は、本会に帰属する。
2. 前項の規定によることが適当でない場合、著作者は書面により本会に申し出た上で本会と協議により決定する。

第4条 著作財産権の譲渡

著作者が、本会の学会誌投稿規程に従い、著作物を本会に投稿し本会が受理したとき及び講演会等に際して本会へ著作物を提出・提示し、本会が講演要旨を受理したときは、当該著作物の著作財産権は全て本会に譲渡されたものとみなす。

第5条 著作者の権利

1. 本会に帰属する著作財産権を利用するときは、本会の許諾を必要とする。
2. 著作者は、著作者が創作した著作物を、法に規定する著作権の制限（法第30条から第50条）に限り、前項の許諾を必要としないものとする。

第6条 著作者の責任

1. 著作者は、本会に対して著作物が第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害しないことを保証する。
2. 著作者は、本会に譲渡したものと同一の著作物を、第三者に譲渡しない。
3. 本会が第三者から著作権の侵害、著作物による他人の名誉の毀損、その他本会に著作財産権が帰属する著作物を原因として、第三者による本会に対する訴訟提起、権利の主張、損害賠償請求がなされた場合において、本会およびその著作者は協力してこれに対処するものとする。

第7条 著作者人格権の権利不行使

著作者は本会及び本会が利用を許諾した者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本会は著作者の名誉を尊重するよう努めるものとする。

第8条 著作権侵害等の対応

第三者が著作財産権を侵害した場合には、本会及びその著作者は協力して、これに対処するものとする。

第9条 既公表の著作物について

- 本規程の施行以前に、本会の講演会等において本会へ提出・提示された著作物についても本規程が適用されるものとする。ただし、著作者の申し出により著作者と本会の協議により著作財産権の帰属を決定することができる。
2. 前項の申し出は、本規程実施日より12ヵ月以内に行うものとする。

第10条 その他

本規程に定めのない事項に関し、本会及び本会員等は別途協議の上で誠実に解決に努めるものとする。

第11条 発効期日

本規程は、2017年11月11日より有効とする。